

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第5号）

件名 特定の訴訟事件に関して県警察本部長が県公安委員会に行った報告に係る保有個人情報の非開示決定（不存在）に対する審査請求の件

開示請求年月日 平成19年5月8日

実施機関の決定年月日 平成19年5月18日

実施機関（担当課） 富山県警察本部長（警務部監察官室）

決定内容 非開示決定

非開示理由 請求に係る保有個人情報が記載された公文書の不存在

審査請求年月日 平成19年5月22日（受理機関：富山県公安委員会）

審査請求の内容 非開示決定を取り消し、請求に係る保有個人情報の開示を求める

諮問年月日 平成19年6月1日

答申年月日 平成19年10月25日

答申の概要

< 審議会の結論 >

富山県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、審査請求の対象となった保有個人情報について行った非開示決定は、妥当である。

< 審議会の判断 >

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が当事者である訴訟事案に関する本件対象文書に記載された保有個人情報の開示を求めるというものである。

これに対し、警察本部長は、本件対象保有個人情報が記載されている本件対象文書に該当する公文書が存在しないことを理由に非開示とする本件処分を行い、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）においても当該処分は妥当である旨説明していることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の不存在について

（1）公安委員会への報告の態様

公安委員会は、本件対象文書の不存在について、次のとおり説明する。

本件開示請求の対象となった訴訟事案（以下「本件事案」という。）に係る警察本部長から公安委員会への報告については、平成 年 月 日開催の公安委員会の定例会において、特に資料を提出することなく口頭で行われた。一般に、公安委員会の会議においては、取り上げられる案件の内容に応じ、提出された資料に基づき説明・報告がされる場合と、特に資料は提出されず口頭のみで報告される場合の2通りがあり、後者については、会議録に口頭報告であ

る旨が明記される。本件事案についても、当該会議録にその旨が記載されており、また、警察本部における訴訟事件担当部署での関係文書の探索や当時の担当者への聞き取り調査でも、本件対象文書に該当するものの存在は確認できなかった。

本審議会では、本件事案が報告された日だけでなく、別の開催日の公安委員会の会議録についても、公安委員会から写しの提供を受けてその内容を確認するなどしたところ、本件事案の報告は口頭のみで行われ、本件対象文書は作成されていないから存在しないという上記の公安委員会の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

なお、審査請求人は、公安委員会には提出されなかったとしても、警察本部の職員が口頭報告を行うに際して作成・使用したメモ等の文書が存在しているはずであると主張する。しかし、通常、そのようなメモ等は、会議で発言する者が個人的に作成し、会議終了とともに独自に廃棄すると考えられることから、仮に本件事案の報告時にそのようなものが作成・使用されたとしても、本件開示請求時にはもはや存在しないことは特に不自然とはいえず、また、そもそもそのようなメモ等は、富山県個人情報保護条例に基づく開示請求の対象となる保有個人情報記録された公文書の定義である「実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの」には該当しないものと認められることから、この審査請求人の主張は採用できない。

(2) 警察庁等への報告文書との関係

本件開示請求で取り上げられている「事件の確定について(報告)」(平成 年 月 日付け富監発第 45 号)は、県警察に係る争訟事件について警察法(昭和 29 年法律第 162 号)の規定による指揮監督権を有する警察庁長官及び管区警察局長への報告を求める通達に基づき、警察本部長が所定の様式により作成・報告した文書であると認められる。

審査請求人は、このような警察庁等への文書報告という対応と比較して、県警察を管理する警察法上の権限を有する公安委員会への報告が口頭のみで済まされる理由はないと主張するとともに、仮に資料としては提出されなかったとしても、公安委員会への口頭報告の際にこの警察庁等への報告文書が原稿として使用された可能性に言及している。しかし、公安委員会への報告の態様に係る説明には、上記(1)で述べたとおり不自然又は不合理な点はない一方、警察庁等への報告は、上記のとおり通達により文書で行うことが定められており、それに従ったものにすぎない。また、警察庁等への報告文書が当該報告の3週間近く前に行われた公安委員会への口頭報告の際にすでに作成され、かつ、それが使用されたことをうかがわせる形跡は何もないから、これらの点に関する審査請求人の主張には理由がない。

(3) 本件対象文書の不存在

上記(1)及び(2)からすれば、警察本部長は本件対象保有個人情報記載されているとする本件対象文書を保有していないものと認められ、本件対象保有個人情報について不存在を理由に非開示とした本件処分は、妥当なものと認められる。